学校給食用物資の納入等に関する確約書　　（様式２）

　守山市（以下「市」という。）への学校給食用物資納入等についての諸条件を、確約事項として次のとおり定める。

記

１　入札（選定を含む。）および契約にかかる条件

(1) 入札および契約は、市に登録された業者とする。

(2) 入札は、市で指定した日時および場所で行う。

(3) 入札時および指示した場合は、「守山市学校給食物資規格」（別冊）および指定した規格を遵守すること。

(4) 入札時および指示した場合は、見本品、食品成分表および原材料配合表（原材料の産地明記）、製造・加工地の明記された書類、自主（細菌）検査表（検査日から１年以内）を提出すること。また、産地等について、指示事項があればこれを厳守すること。指示事項が不履行の物資は入札の対象としない。

(5) 入札に、続けて無断で三回以上参加しなかった業者は、その理由によって登録を取り消しすることがある。

２　物資納入についての条件

(1) 市が指示した場所、時刻に納入すること。

(2) 「守山市学校給食物資規格」（別冊）を守り、規格に記載した品を納品すること。

(3) 給食従事者立会いの下で検収を受け、必要事項を記入した納品書を添付すること。

(4) 納入物資の数物については、発注数の他に１％を加えて納入すること。ただし、発注数が100個以下の物は、１個を加えて納入すること。

(5) 納入物資で、規格、品質、数量等の市の指示事項に適合しない物資を納入した場合は、速やかに市が指示した物資と交換すること。

(6) 不適格品納入の場合、製造上の問題や改善策等を明記し、文書にて提出すること。

(7) 市に著しく損害を与え、または学校給食の運営に支障を生じさせた場合は警告書を通達する。警告書が度重なる場合には、物資納入の一時停止または登録契約の取消しをおこなう。

３　衛生管理にかかる条件

(1) 給食物資取扱事業所（工場を含む。）は、衛生管理および従業員の健康管理に万全を期すること。

(2) 物資取扱従業員は、市が指示した場合に保健所または病理検査機関の発行する「検便検査成績表（赤痢菌、サルモネラ菌、Ｏ157）」（１か月以内のもの）を提出すること。

(3) 物資の配送には万全を期し、特に温度、鮮度に注意し、保冷、冷凍を必要とする物資については、保冷車または冷凍車等で配送するなど、適切な温度管理を行うこと。

(4) 納品時には、清潔な服装をすること。

４　物資代金の請求および支払いに係る条件

(1) 物資代金の請求は、物資の使用日を基準とし１か月間分をまとめて、翌月の７日までに請求書を市に提出すること。

(2) 請求書の計算は、円未満の端数は切捨てとする。

(3) 納入物資で、発注後において数量に変更があっても発注時の単価とする。

５　その他

(1) 市が、事業所（工場を含む。）の視察を申し入れた場合にはこれに応じること。

(2) この確約書の条件に反する場合は登録取消、入札停止その他の処分をすることがある。

　守山市が行う学校給食物資取引の登録申請をするに当たり、学校給食が教育の一環として実施されていることを深く認識し、上記の諸条件に従うことを確約します。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　登録申請者　　住　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　商号または名称　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　代　表　者　名　　　　　　　　　　　　　　　　印